

官報

号外 昭和五十年二月十三日

第七十五回 衆議院會議録 第五号

昭和五十年二月十三日(木曜日)

議事日程 第五号

昭和五十年二月十三日

午後一時開議

第一 昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等
についての所得税及び法人税の臨時特例
に関する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の會議に付した案件

大橋武夫君の故議員神門至馬夫君に対する追悼
演説

議員請暇の件
日程第一 昭和四十九年度の稲作転換奨励補助
金等についての所得税及び法人税の臨時特例
に関する法律案(大蔵委員長提出)

午後一時十七分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きま
す。

○議長(前尾繁三郎君) 御報告いたすことがあり
ます。

議員神門至馬夫君は、昨年十二月十一日逝去せ
られました。まことに哀悼痛惜の至りにたえませ
ん。

同君に対する弔詞は、去る十二月十六日贈呈い
たしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は議員正五位勲三等神門至馬夫君の長逝
を哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員神門至馬夫君に対する追悼演説
○議長(前尾繁三郎君) この際、弔意を表するた
め、大橋武夫君から發言を求められております。
これを許します。大橋武夫君。

〔大橋武夫君登壇〕
○大橋武夫君 ただいま議長から御報告のありま
したとおり、本院議員神門至馬夫君は、昨年十二
月十一日逝去されました。まことに痛惜の念に
たえません。

私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表
し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じま
す。
神門君は、大正十一年三月、島根県邑智郡松江

町の農家にお生まれになりました。

少年時代、山合いの三江線をひた走る機関車に
あこがれた君は、高等小学校卒業後の昭和十二年、
念願の国鉄入りを果たされ、浜田機関区を振り出
しに、列車の機関士として厳しい勤務に従事され
ました。災天下、やけつくような運転室の中でハ
ンドルを握り締め、時には深夜、吹きさらす雪の
中で蒸気機関車の点検を行うなど、働く者の苦し
みと誇りを身をもって味わわれました君は、その
生涯を通じて精神的支柱となった旺盛な責任感と
負けじ魂を、ここにしっかりと体得されたのであ
ります。(拍手)

やがて、戦後、新しい息吹のもとに国鉄にも労
働組合が組織されましたが、君はいち早く組合活
動に参加し、所属組合員の輿望を担って、国鉄労
組の米子地方本部書記長、同本部執行委員長とし
て、組合員の地位の向上と生活の安定確保のため
に懸命の努力を傾けてこられました。さらに、昭
和三十年以降は、島根県労働組合評議会議長、同
事務局長として組合運動を指導、推進する傍ら、
県の労働基準審議会委員、労働委員等を歴任し
て、各種の労働問題の処理に当たられたのであり
ます。

また、神門君は、島根県農民協議会の発足に尽
力されるなど、県下の農民運動に残された足跡
も大なるものがありません。「自分は農家の生ま
れで、戦前の農民の生活と苦悩を痛いほど知っ
ている。農民を救うためにも、労働運動を發展さ
せるためにも、労働者と農民とが一体となって運
動を推進しなければならぬ」と熱っぽく労働提
携を訴えられたのでありまして、みずからスライ
ド写真を持ってひたむきに農村を走り回る君の姿
は、まさしく人間機関車そのものであったとのこ
とでござります。(拍手)

戦後約二十年にわたる労働運動、農民運動を通
じ、大きく成長されました神門君は、やがて、み
ずからの信念と抱負を国政に具現すべく決意を固
められ、昭和四十二年一月に行われた第三十一回

衆議院議員総選挙に際し、日本社会党公認候補と
して出馬されました。時に四十四歳。この選挙戦
において、神門君は、若き情熱を傾けて、政界の
浄化、刷新を叫び、働く者の生活安定向上を力強
く訴えました。そして、国民大衆のために政治に
一身をなげうつことをかたく誓われたのでありま
す。

君のこの政治に寄せる真摯な姿勢は、飾り気の
ない率直な人柄と相まって、県民の強力なる支持
を集めることとなり、ここに神門至馬夫衆議院
議員の誕生を見るに至りました。(拍手)

以来、本院議員に当選すること二回、五年一カ
月におたる在職期間中、君は心魂を傾けてその職
務に精励されたのであります。

君は、国鉄マンとして自他ともに許す存在であ
りまして、終始運輸委員として活躍されました。
第七十一回特別国会の昭和四十八年六月、国鉄運
賃法改正案審議の際、神門君は、国鉄のあり方に
ついて綿密な調査のもとに、この壇上において
堂々と自己の信念を述べ、日本社会党の立場を鮮
明に打ち出されたことは、私どもの記憶に新たな
ところであります。(拍手)

また、君は、郷土島根県を初めとする過疎化現
象を深く憂慮し、党の過疎対策委員会の副委員長
として、あらゆる角度からその対策を練ってこら
れたのであります。が、予算委員会などの審議の場
において、機会あるごとにこの問題を取り上げ
て、過疎地域における医師の確保、地域開発の推
進、町村道の整備など、行政投資の必要性を説
き、関係閣僚に対し具体案を示して、その実現方
を強く求められたのであります。君のこの熱意と
見識は行政を動かかし、その施策は着々と実行に移
されていくのでありまして、過疎地域の住民の福
祉の向上に尽くされた功績は、大きく評価されな
ければなりません。(拍手)

君の政策と取り組む真剣な姿勢と旺盛な意欲
は、農業あるいは社会保障の分野にも及び、日本
社会党の農業基本政策委員会、社会保障政策委員

昭和五十年二月十三日 衆議院會議録第五号

故議員神門至馬夫君に対する追悼演説 議員請暇の件の臨時特例に関する法律案

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税

九二

会など、各種の委員会に所属して、着々と研さんを積んでこられたのでありまして、社会主義運動の闘士である神門君は、政策通としてもますますみがきかけられ、君の将来は、党の内外を問わず、大いに瞩目されるところでありました。

日ごろ頑健な身体を誇りとし、政治の道をばく進し続けてこられた神門さんは、昨年十一月、突如体の不調を訴え、医師の診断によって手術を受けられることになりました。このとき、衆議院議員として、また、日本社会党の島根県本部委員長として多くの重要な課題と取り組んでいた神門君は、国鉄入社以来の親友の一人に、次のような手紙を送られたのであります。「政治情勢が重大な時期に私事の手術を受けるのは忍びないが、今後のことを考えて決断した。手術のことは浜田にいまするおばにも知らせないでほしい。」というものであります。神門君はこの後、幾ばくもなくして急逝されたのであります。公事の前にはわが身をいささかも顧みず、その生涯を世のため人のために捧げ通された君の崇高なる姿を目の当たりにして、私は、政治に携わる者の厳しさを改めて痛感せずにはおられなかったのであります。(拍手)

政治家としての君の魅力は、何ものにも屈しない強固な信念のもとに、ひたむきに物事に取り組む誠実さと、常に温かく人に接し、互いに心が通い合える人間性にあったと申せましょう。「体が不調なときでも笑顔で接するのが政治家の務めだ

す。」と語っておられた君の周囲は、常に明るさに包まれておりました。「人と議論を闘わすことはあっても、決して罵倒することがなく、思いやりのあるやさしい心の持ち主であった。」と、君をしのぶ郷党の人々が語っております。君もまた、大衆の心を心とし、国民大衆とともに考え、そして歩むことが、政治家に課せられた使命であると心に刻み、これに徹してこられたのであります。神門君こそ、真の大衆政治家であったと申すべきであります。(拍手)

御年五十二歳、君の人生は、幾多の修練の時期を経ていよいよ円熟の域に達し、政治家として今後の大成が大いに期待されていたところでありましたが、雄図半ばにして忽然として去っていかれましたことは、まことに痛恨のきわみであります。わが国内外の情勢がきわめて複雑な様相を呈し、未曾有の試練に直面しております。今日、崇高な人格と新鮮な政治感覚に加え、実行力を兼ね備えた神門君を失いましたことは、本院にとっても、国家国民にとっても大なる損失と申すべく、惜しみて余りあるものがあります。

ここに、神門至馬夫君の生前の御功績をたたえ、その人となりをしるのび、心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきお諮

りいたします。

赤澤正道君から、海外旅行のため、二月十四日から三月一日まで十六日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。大蔵委員長上村千一郎君。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

律案

〔本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る二月七日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提案いたしましたものであります。

御承知のとおり、政府は、昭和四十九年度におきまして稲作転換対策推進のために、稲作の転換を行う者等に対して、奨励補助金または協力特別交付金を交付することとしておりますが、本案は、これらの補助金等に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金等のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしております。

したがって、個人の場合には、その所得の計

算に当たり、四十万円までの特別控除が認められ、これを超える部分の金額につきましても、その半額が課税対象から除かれることとなります。

また、法人の場合には、取得した固定資産の帳簿価額から、その取得に充てた補助金等の額を減額することにより、その減額分が損金と認められ、補助金等を受けたことに伴い直ちに課税関係が発生しないこととなります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和四十九年度において約三億円と見積もられるのでありまして、大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、大平大蔵大臣より、稲作転換対策の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 大平 正芳君

○朗読を省略した議長の報告

(委員推薦通知)

一、去る一月二十八日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

吉田 法晴君

一、去る三日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

坊 秀男君 竹内 黎一君

一、去る三日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

村田敬次郎君 奥野 誠亮君

一、去る四日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

吉田 法晴君

(通知書受領)

一、去る四日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、次の通知書を受領した。

内閣自第二号

昭和五十年二月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

名古屋市長東区の衆議院議員の選挙区の所属について

属について

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第三条第一項の規定に基づき名古屋市長東区の衆議院議員の選挙区を愛知県第一区と定めた旨、同条第二項の規定に基づき自治大臣から別紙のとおり通知があつたので、同条第三項の規定に基づき通知します。

(参考) 昭和五十年二月一日付自治省告示第三号

(別紙) 自治選第五号

昭和五十年二月一日

自治大臣 福田 一

内閣総理大臣 三木 武夫殿

名古屋市長東区の衆議院議員の選挙区の所属について

属について

名古屋市長東区の衆議院議員の選挙区の所属については、公職選挙法施行令第三条第一項の規定により愛知県第一区と定めたので、同条第二項の規定により通知する。

おつて、このことについては、本日別紙のとおり告示したから参考のため添付する。

自治省告示第三十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第三条第一項の規定に基づき、名古屋市長東区の属すべき選挙区を、次のように定める。

昭和五十年二月一日

自治大臣 福田 一

愛知県第一区

(政府委員承認)

一、去る一月二十八日、前尾議長は、三木内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官 吉野 実

内閣総理大臣官房総務審議官 山縣 習作

内閣総理大臣官房総務審議官 佐々 成美

公正取引委員会事務官 渡辺 豊樹

警察庁刑事局保安部長 荒木 貞一

行政管理庁長官官房審議官 川島 鉄男

経済企画庁長官官房参事官 有松 晃

同 仲田 嘉夫

科学技術庁原子力局次長 福永 博

同 半澤 治雄

環境庁長官官房審議官 小幡 八郎

環境庁企画調整局環境保健部長 橋本 道夫

国土庁長官官房審議官 横手 正

国土庁土地局次長 松本 作衛

法務大臣官房司 勝見 嘉美

法務大臣官房調査部長 貞家 克己

法務大臣官房訟務部長 貞家 克己

昭和五十年二月十三日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

九四

外務省アジア局長 中江 要介
外務省経済局長 野村 豊
外務省条約局外務参事官 伊達 宗起
大蔵大臣官房参事官 岩瀬 義郎
同 且 弘昌
同 藤井 淑男
同 後藤 達太
大蔵省理財局次長 後藤 土男
同 金光 邦夫
大蔵省国際金融局次長 藤岡眞佐夫
厚生大臣官房参事官 山下 眞臣
同 中野 徹雄
厚生省環境衛生局水道環境部長 福田 勉
厚生省医務局次長 木暮 保成
農林大臣官房技術参事官 川田 則雄
農林大臣官房参事官 今村 宜夫
同 高須 儼明
同 中川 正義
農林省構造改善局次長 杉田 栄司
通商産業大臣官房参事官 宮本 四郎
同 大藪 英夫
通商産業省通商政策局次長 江口 裕通
通商産業省機械情報産業局次長 森山 信吾
資源エネルギー庁長官官房参事官 井上 力
運輸大臣官房参事官 中村 四郎
運輸大臣官房観光部長 佐藤 久衛

運輸省海運局次長 浜田直太郎
運輸省鉄道監督局国有鉄道部長 杉浦 喬也
運輸省自動車局整備部長 田付 健次
運輸省航空局次長 薄木 正明
運輸省航空局技術部長 中曾 敬
郵政大臣官房首席参事官 永末 浩
労働大臣官房参事官 細野 正
労働省労働基準局安全衛生部長 中西 正雄
労働省労働基準局資金福祉部長 水谷 剛藏
労働省職業安定局参事官 岩崎 隆造
労働省職業安定局失業対策部長 大富 宏
建設省都市局参事官 森田 松仁
建設省河川局次長 堺 徳吾
建設省住宅局参事官 救仁郷 齊
自治大臣官房参事官 山下 稔
同 山本 成美
同 遠藤 文夫
同 石見 隆三
自治省行政局公務員部長 植弘 親民
自治省行政局選挙部長 土屋 佳照
一、去る一月二十九日、前尾議長は、三木内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した。
警察庁長官官房会計課長 金沢 昭雄
一、去る四日、前尾議長は、三木内閣総理大臣申

し出の、次の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した。
人事院事務総局任用局長 小野 武朗
警察庁交通局長 勝田 俊男
警察庁警備局長 三井 脩
(政府委員任命)
一、去る一月二十八日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、二十八日議長において承認した吉野実外六十一名を同日第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る一月三十日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、二十九日議長において承認した金沢昭雄を三十日第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る四日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、四日議長において承認した小野武朗外二名を同日第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
(政府委員退任)
一、去る一月二十九日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、二十四日付をもって警察庁長官官房会計課長室城庸之は警察庁長官官房参事官に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。
一、去る一日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、一日付をもって人事院事務総局任用局長大塚順七は退職し、また同日付をもって警察庁交通局長綾田文義は警視庁副総監に、警察庁警備

局長山本鎮彦は警察庁次長にそれぞれ任命されたので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。
(理事補欠退任)
一、去る一月二十八日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠退任した。
理事 鈴木 善幸君 (理事篠田弘作君去る十二月十七日委員辞任につきその補欠)
理事 佐々木更三君 (理事江田三郎君去る十二月二十七日委員辞任につきその補欠)
一、去る一月二十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠退任した。
大蔵委員会
理事 佐藤 観樹君 (理事阿部助哉君去る十二月二十七日委員辞任につきその補欠)
理事 伊藤宗一郎君 (理事大野明君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)
予算委員会
理事 小山 長規君 (理事栗原祐幸君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)
理事 竹下 登君 (理事井原岸高君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 谷川 和穂君 (理事櫻内義雄君去

る一月二十九日理事辞任につきそ

の補欠)

理事 湊 徹郎君 (理事細田吉蔵君去

る一月二十九日理事辞任につきそ

の補欠)

一、去る四日、常任委員会において、次のとおり

理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 正森 成二君 (理事松本善明君去

る一月二十七日委員辞任につきそ

の補欠)

運輸委員会

理事 増岡 博之君 (理事江藤隆美君去

る十一月十五日委員辞任につきそ

の補欠)

理事 金瀬 俊雄君 (理事兒玉末男君去

る四日理事辞任につきその補欠)

一、去る六日、農林水産委員会において、次のと

おり理事を補欠選任した。

理事 藤本 孝雄君 (理事湊徹郎君去る一

月二十九日委員辞任につきその補

欠)

理事 井上 泉君 (理事柴田健治君去る

六日理事辞任につきその補欠)

一、去る七日、地方行政委員会において、次のと

おり理事を補欠選任した。

理事 愛野興一郎君 (理事村田敬次郎君去

る一月二十三日委員辞任につきその

補欠)

一、去る八日、社会労働委員会において、次のと

おり理事を補欠選任した。

理事 村山 富市君 (理事川保健二郎君去

る十二月二十七日委員辞任につきそ

の補欠)

理事 戸井田三郎君 (理事大野明君去る一

月二十四日委員長就任につきその補

欠)

一、昨十二日、常任委員会において、次のとおり

理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 田中 覚君 (理事羽田野忠文君

去る十一月十五日委員辞任につき

その補欠)

理事 保岡 興治君 (理事谷川和穂君去

る一月二十四日委員辞任につきそ

の補欠)

商工委員会

理事 佐野 進君 (理事板川正吾君昨

十二日理事辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 三ツ林弥太郎君 (理事梶山静六君

去る十一月十五日委員辞任につき

その補欠)

理事 志賀 節君 (理事金子岩三君昨

十二日理事辞任につきその補欠)

建設委員会

理事 唐沢俊二郎君 (理事小沢一郎君去

る一月二十四日委員辞任につきそ

の補欠)

理事 村田敬次郎君 (理事天野光晴君去

る一月二十四日委員長就任につき

その補欠)

理事 梶山 静六君 (理事松野幸泰君昨

十二日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十八日、議長において、次のとお

り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し

た。

地方行政委員

辞任

小濱 新次君

竹入 義勝君

竹入 義勝君

懲罰委員

辞任

竹入 義勝君

小濱 新次君

竹入 義勝君

一、去る一月二十九日、議長において、次のとお

り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し

た。

地方行政委員

辞任

林 百郎君

大蔵委員

辞任

山崎 拓君

社会労働委員

辞任

森山 欽司君

農林水産委員

辞任

湊 徹郎君

中川利三郎君

商工委員

辞任

藤本 孝雄君

通信委員

辞任

平田 藤吉君

予算委員

辞任

津金 佑近君

不破 哲三君

松本 善明君

一、去る一月三十日、議長において、次のとお

り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し

た。

法務委員

辞任

沖本 泰幸君

石田幸四郎君

補欠

宮崎 茂一君

補欠

高橋 千寿君

補欠

藤本 孝雄君

不破 哲三君

補欠

山崎 拓君

補欠

松本 善明君

補欠

青柳 盛雄君

中川利三郎君

平田 藤吉君

補欠

石田幸四郎君

沖本 泰幸君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

昭和五十年二月十三日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

外務委員

辞任

江田 三郎君
阿部 助哉君

補欠

阿部 助哉君
江田 三郎君

運輸委員

辞任

石田幸四郎君
沖本 泰幸君

補欠

沖本 泰幸君
石田幸四郎君

建設委員

辞任

新井 彬之君
正木 良明君

補欠

正木 良明君
新井 彬之君

予算委員

辞任

阿部 助哉君
青柳 盛雄君

補欠

江田 三郎君
庄司 幸助君

正木 良明君

庄司 幸助君
江田 三郎君

青柳 盛雄君
阿部 助哉君

新井 彬之君

正木 良明君

正木 良明君

一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

沖本 泰幸君
正木 良明君

補欠

正木 良明君
沖本 泰幸君

予算委員

辞任

青柳 盛雄君
正木 良明君

補欠

不破 哲三君
沖本 泰幸君

不破 哲三君

沖本 泰幸君

正木 良明君

文教委員

辞任

有島 重武君
正木 良明君

補欠

正木 良明君
有島 重武君

社会労働委員

辞任

岡本 富夫君
矢野 絢也君

補欠

矢野 絢也君
岡本 富夫君

商工委員

辞任

野間 友一君
平田 藤吉君

補欠

平田 藤吉君
野間 友一君

予算委員

辞任

青柳 盛雄君
平田 藤吉君

補欠

荒木 宏君
野間 友一君

正木 良明君

矢野 絢也君
野間 友一君

岡本 富夫君
平田 藤吉君

有島 重武君

正木 良明君

岡本 富夫君

矢野 絢也君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

稲葉 誠一君

補欠

多賀谷眞稔君

農林水産委員

辞任

諫山 博君

補欠

平田 藤吉君

林 孝矩君

補欠

矢野 絢也君

運輸委員

辞任

河村 勝君

補欠

小平 忠君

予算委員

辞任

多賀谷眞稔君
荒木 宏君

補欠

板川 正吾君
栗田 翠君

矢野 絢也君

補欠

林 孝矩君

小平 忠君

補欠

河村 勝君

栗田 翠君

補欠

小林 政子君

平田 藤吉君

補欠

津川 武一君

板川 正吾君

補欠

多賀谷眞稔君

林 孝矩君

補欠

矢野 絢也君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

鈴切 康雄君
矢野 絢也君

補欠

矢野 絢也君
鈴切 康雄君

文教委員

辞任

山口 鶴男君
高橋 繁君

補欠

多賀谷眞稔君
正木 良明君

多賀谷眞稔君

正木 良明君

補欠

高橋 繁君

運輸委員

辞任

小平 忠君

補欠

河村 勝君

予算委員

辞任

多賀谷眞稔君
小林 政子君

補欠

板川 正吾君
青柳 盛雄君

津川 武一君

補欠

木下 元二君

正木 良明君

補欠

高橋 繁君

矢野 絢也君

補欠

鈴切 康雄君

青柳 盛雄君

補欠

増本 一彦君

木下 元二君

補欠

庄司 幸助君

河村 勝君

補欠

小平 忠君

板川 正吾君

補欠

多賀谷眞稔君

鈴切 康雄君

補欠

矢野 絢也君

高橋 繁君

補欠

正木 良明君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

渡部 一郎君

補欠

正木 良明君

運輸委員

辞任

山村新治郎君

補欠

箕輪 登君

通信委員

辞任

田中 昭二君

補欠

矢野 絢也君

予算委員

辞任

庄司 幸助君

補欠

平田 藤吉君

増本 一彦君

青柳 盛雄君

正木 良明君

渡部 一郎君

矢野 絢也君

田中 昭二君

平田 藤吉君

正森 成二君

田中 昭二君

矢野 絢也君

渡部 一郎君

正木 良明君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

小川新一郎君

補欠

矢野 絢也君

矢野 絢也君

小川新一郎君

法務委員

辞任

諫山 博君

補欠

不破 哲三君

社会労働委員

辞任

大橋 敏雄君

補欠

正木 良明君

農林水産委員

辞任

平田 藤吉君

補欠

諫山 博君

運輸委員

辞任

不敏 哲三君

補欠

中川利三郎君

予算委員

辞任

多賀谷眞稔君

補欠

板川 正吾君

正森 成二君

平田 藤吉君

正木 良明君

大橋 敏雄君

矢野 絢也君

小川新一郎君

青柳 盛雄君

増本 一彦君

小川新一郎君

矢野 絢也君

大橋 敏雄君

正木 良明君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

津金 佑近君

補欠

林 百郎君

大蔵委員

辞任

広瀬 秀吉君

補欠

橋崎弥之助君

農林水産委員

辞任

中川利三郎君

補欠

津金 佑近君

商工委員

辞任

松尾 信人君

補欠

正木 良明君

予算委員

辞任

増本 一彦君

補欠

松尾 信人君

内閣委員

辞任

青柳 盛雄君

補欠

荒木 宏君

松尾 信人君

正木 良明君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

林 百郎君

補欠

平田 藤吉君

大蔵委員

辞任

広沢 直樹君

補欠

正木 良明君

文教委員

辞任

川俣健二郎君

補欠

大原 亨君

社会労働委員

辞任

大原 亨君

補欠

川俣健二郎君

予算委員

辞任

平田 藤吉君

補欠

青柳 盛雄君

内閣委員

辞任

正木 良明君

補欠

和田 耕作君

外務委員

辞任

鈴切 康雄君

補欠

正木 良明君

文教委員

辞任

中村 梅吉君

補欠

綿貫 民輔君

社会労働委員

辞任

大原 亨君

補欠

川俣健二郎君

大蔵委員

辞任

川俣健二郎君

補欠

大原 亨君

文教委員

辞任

大原 亨君

補欠

川俣健二郎君

昭和五十年二月十三日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

運輸委員
川俣健二郎君 大原 亨君

補欠

中村 梅吉君

多賀谷眞稔君 齊藤 正男君

中村 梅吉君 綿貫 民輔君

予算委員

補欠

板川 正吾君 多賀谷眞稔君

正木 良明君 鈴切 康雄君

矢野 絢也君 坂井 弘一君

安里積千代君 河村 勝君

坂井 弘一君 矢野 絢也君

鈴切 康雄君 正木 良明君

河村 勝君 安里積千代君

決算委員

補欠

坂井 弘一君 矢野 絢也君

矢野 絢也君 坂井 弘一君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

補欠

平田 藤吉君 不破 哲三君

小濱 新次君 矢野 絢也君

矢野 絢也君 小濱 新次君

法務委員

補欠

不破 哲三君 諫山 博君

外務委員

辞任

大久保直彦君

正木 良明君

文教委員

辞任

川俣健二郎君

山口 鶴男君

安里積千代君

湯山 勇君

池田 禎治君

社会労働委員

辞任

大原 亨君

農林水産委員

辞任

佐々木秀世君

諫山 博君

津金 佑近君

三枝 三郎君

通信委員

辞任

松本 善明君

池田 禎治君

平田 藤吉君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

江崎 真澄君

補欠

正木 良明君

大久保直彦君

補欠

平林 剛君

湯山 勇君

池田 禎治君

山口 鶴男君

安里積千代君

補欠

川俣健二郎君

補欠

三枝 三郎君

松本 善明君

中川利三郎君

佐々木秀世君

補欠

平田 藤吉君

小沢 貞孝君

津金 佑近君

池田 禎治君

補欠

綿貫 民輔君

江崎 真澄君

湯山 勇君

荒木 宏君

津金 佑近君

平田 藤吉君

瀬野栄次郎君

湯山 勇君 嶋崎 讓君
荒木 宏君 津金 佑近君
津金 佑近君 平田 藤吉君
正木 良明君 瀬野栄次郎君
矢野 絢也君 小濱 新次君
綿貫 民輔君 江崎 真澄君
嶋崎 讓君 湯山 勇君
小濱 新次君 矢野 絢也君
瀬野栄次郎君 正木 良明君
湯山 勇君 正木 良明君
中尾 宏君 江崎 真澄君
森下 元晴君 佐々木秀世君
平林 剛君 大原 亨君
江崎 真澄君 中尾 宏君
佐々木秀世君 森下 元晴君

(理事補欠選任)
一、昨十二日、科学技術振興対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 米内山義一郎君(理事原茂君昨十二日理事辞任につきその補欠)

(条約提出)
一、去る七日、内閣から提出した条約は次のとおりである。
日本国と中華人民共和国との間の海運協定の締結について承認を求めるの件
(議案提出)
一、去る一月三十日、内閣から提出した議案は次

のとおりである。
昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
入場税法の一部を改正する法律案
一、去る一月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
酒税法の一部を改正する法律案
製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

一、去る七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十九年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

一、昨十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

(案約受領)

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付され

た次の条約を受領した。

日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る一月三十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案

一、去る一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(案約付託)

一、去る七日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

日本国と中華人民共和国との間の海運協定の締結について承認を求めるの件(案約第二号)

外務委員会 付託

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(案約第一号)(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る一月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出第一号)

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

以上二件 大蔵委員会 付託

一、去る一月三十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

対外経済協力計画の国会承認等に関する法律案(田英夫君外一名提出、参法第一号)(予)

外務委員会 付託

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

以上二件 法務委員会 付託

一、去る一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)(予)

地方行政委員会 付託

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

以上二件 内閣委員会 付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

建設委員会 付託

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

内閣委員会 付託

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

運輸委員会 付託

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二二号)(予)

農林水産委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

以上三件 決算委員会 付託

一、昨十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十年二月十三日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

大蔵委員会 付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る一月三十一日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

昭和五十年年度一般会計予算

昭和五十年年度特別会計予算

昭和五十年年度政府関係機関予算

一、意見を聞くこととする問題

昭和五十年年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和五十年一月二十九日

予算委員長 荒松清十郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(調査要求承認)

一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月二十九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、金融に関する事項

五、証券取引に関する事項

六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、専売事業に関する事項

九、印刷事業に関する事項

十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年一月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

大蔵委員長 上村千一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年二月四日

外務委員長 栗原 祐幸

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年二月四日

運輸委員長 木部 佳昭

衆議院議長 前尾繁三郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年二月七日

地方行政委員長 大西 正男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年二月七日

文教委員長 久保田四次

衆議院議長 前尾繁三郎殿

一、社会労働委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、労働関係の基本施策に関する事項

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年二月八日

社会労働委員長 大野 明

衆議院議長 前尾繁三郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求

求に対し、議長は昨十二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年二月十二日

法務委員長 小宮山重四郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年二月十二日

商工委員長代理理事 田中 六助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立

昭和五十年二月十三日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年二月十二日

通信委員長 地崎宇三郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十年二月十二日

建設委員長 天野 光晴

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(質問書提出)

一、去る一月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京国際空港におけるジョージ・オーグル牧師

の人権に関する質問主意書(土井たか子君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

戦災傷病者に対する特別援護措置に関する質問

主意書(渡辺武三君提出)

(答弁書受領)

一、去る一月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員折小野良一君提出印鑑登録及び証明事務に関する質問に対する答弁書

印鑑登録及び証明事務に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十年一月二十一日

提出者 折小野良一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

印鑑登録及び証明事務に関する質問主意書

昭和四十九年二月一日付で自治省行政局振興課長から示された「印鑑登録証明事務処理要領」に基づき目下多数の市町村が事務の合理化を行いつつあるが、印鑑の登録、証明事務は、登録者の権利、義務の正当な行使にかかわるものであるから次の諸点を質問する。

一 最近、機械製造によるプレス印鑑が市販され、その利用者も増加の傾向にあるが、この印章は同型同姓のものが大量生産されるので登録者に固有する印章としての証明能力を欠いたものであるから、この種印鑑の登録は受け付けないよう統一的な指導措置を講ずるべきではないか。

二 印鑑登録の認められる印章の大きさは、最小規格で直径七ミリ・メートルとなつてゐるが、これでは印章の特徴性をあらわにし、証明能力の点で適当とは思われないので、最小規格を少なくとも十二ミリ・メートルとするよう改めるべきだと思ふが、政府の見解と措置方針を伺いたい。

三 我が国は同文字同姓が極めて多い実情にかんがみ、その印章が登録者の固有のものであるとの実証能力を高め、印鑑使用における正確性を確保するよう姓と名を共に印刷したものでなければ登録を認めないよう制度化すべきだと思ふが、政府の見解はどうか。

四 今回の印鑑登録・証明事務の改善目的は、行

1011

政事務の合理化にあるが、このような行政事務は登録する市民の権利・義務の正当な行使に深いかわりをもつ事務であるから、簡易なコピー方式に改める等の措置には基本的な疑問が生じる。

印鑑の使用は、我が国で広く行われてきた伝統的な慣習であり、行政がそれを一つの制度と認めている限りはその有効性を高めるよう印章面のみでなく、印鑑の型、その材質等についても登録を受け、必要に応じてはそれらも証明する等の行政サービスを行うことが妥当と考えるが、政府の見解はどうか。

昭和五十年一月二十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員折小野良一君提出印鑑登録及び証明事務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員折小野良一君提出印鑑登録及び証明事務に関する質問に対する答弁書

一について

プレス印鑑については、「印鑑登録証明事務処理要領」における「その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの」に該当するものとして、登録しないよう指導している。

二について

印鑑証明のため登録できることとされている
印鑑の印影は、全国的な実態調査によれば、最
小の規格の平均が一边の長さ六ミリ・メートル
となつてゐること及び印影の識別可能性等を勘
案し、登録できない印影の大きさは「一边の長
さ八ミリ・メートルの正方形に収まるもの」と
したものであり、現在のところこの点について
の指導方針を改める考へはない。

三について

印鑑に関する一般の慣行を考慮すれば、氏と
名を共に表わした印鑑に限り登録するものとす
ることは、住民に与える影響が大きいので、現
状においては適当でないと考へてゐる。

四について

今回の印鑑の登録証明事務の改善の目的は、
印影を肉眼により照合することの正確性に限度
があること及び社会一般の取引等において印鑑
証明書が印鑑と併用して利用されてゐることか
ら印鑑の所持と切り離して印影の証明を行うこ
とは差し支えないこと等を勘案し、登録されて
ゐる印影を複写することによりその写しである
ことを証明しようとするものであり、これによ
り事務を正確かつ迅速に処理し、住民の利便と
取引の安全に寄与しようとするものである。

なお、右のような証明方式を採用したこと及
び技術上の問題を考慮すれば、印鑑の材質等
について、登録、証明等を行うことは適当でな

いと考へる。
右答弁する。

一、去る一月三十一日、内閣から次の答弁書を受
領した。

衆議院議員小沢貞孝君提出過去の簡易生命保険
契約の解約及び保険の目減りの補償に関する質
問に対する答弁書

過去の簡易生命保険契約の解約及び保険の目
減りの補償に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十年一月二十三日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

過去の簡易生命保険契約の解約及び保険の
目減りの補償に関する質問主意書

郵政統計年報昭和四十七年度版、保険年金編

によれば、終戦後の契約は次の表のごとくであつ
て、昭和二十一年以前の契約に至つては、月掛金
平均一円一五銭、保険金額平均二八二円。昭和二
十二年度契約分が一件当たり月掛金平均一〇円、
保険金額平均二、二八〇円。昭和二十三年度は同
様に月七七円の掛金、保険金額平均一五、五〇〇
円という状況である。

また、昭和二十四年五月以前の契約は件数二五
〇万件、月掛金平均四円七〇銭、保険金額平均九
八五円である。更に昭和二十四年五月以降につい

てみると、昭和二十五年では、掛金平均一八九
円、保険金額平均三六、〇〇〇円、同二十六年で
円と四六、五〇〇円となつてゐる。

契 約 年 度	年 度		未 保 有		契 約 金 額
	件 数	保 險 料	保 險 料	保 險 金 額	
年掛契約及び昭和二十一年度以前の月掛契約	二、四三八、〇九八	二、八〇七千円	六九〇、三〇六千円		
昭和二十二年	六三、七六七	六七四千円	一四五、三二四千円		
昭和二十三年	七五、二二七	五、八〇九千円	一、一七二、〇七二千円		
昭和二十四年	一六〇、八二〇	二六、〇一九千円	四、四八五、七六四千円		
※年掛契約及び昭和二十四年五月以前の月掛契約	二、五〇七、九七〇	一一、八〇四千円	二、四七〇、六一二千円		
※昭和二十四年六月以降	一二九、六〇五	二〇、二七三千円	三、五二五、二五七千円		
※昭和二十五年	三一六、七〇五	五九、九五四千円	一一、四五一、七〇三千円		
※昭和二十六年	三三三、四五一	五八、六三五千円	一三、二八九、八八一千円		
※昭和二十七年	三六〇、三四四	八三、三八九千円	一六、七六四、〇九七千円		
※昭和二十八年	三七六、八五一	九九、三四二千円	一九、五六三、二九七千円		
※昭和二十九年	五九九、四二二	一二三、八二五千円	四七、四七一、一二九千円		
※昭和三十年	六三〇、六四二	一四四、二四五千円	五八、八八六、五七八千円		

(※印のみ昭和四十八年度版郵政統計年報による)

当時と比較して、物価が大きく変動して、保険
としては実質価値を失つてゐる。

反面、これら実質価値を失つた三〇〇万件もの
保険契約の事務処理に郵政省は膨大な経費を要し
てゐる。

よつてこれ等を合理化し、社会的公正の是正
のため、次のように措置すべきである。

一 昭和二十四年五月以前の契約による簡易生命
保険は、すべて解約し、契約保険額を全額支払
うべきであると思ふがどうか。
二 昭和三十年以前のもので、保険金額五万円以
下の小額の契約はすべて解約して、契約保険金
額を支払うべきであると思ふがどうか。
三 前(一)、(二)とも目減り補償を十分考慮し、解約

昭和五十年二月十三日 衆議院會議録第五号

朗読を省略した議長の報告 昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 一〇四

一時金を附加すべきだと思ふが政府の方針を伺いたい。

四 以上(一)(二)の主旨により速やかに立法化を計るべきだと思ふがどうか。

右質問する。

昭和五十年一月三十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員小沢貞孝君提出過去の簡易生命保険契約の解約及び保険の目減りの補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出過去の簡易生命保険契約の解約及び保険の目減りの補償に関する質問に対する答弁書

一、二、三及び四について

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約については、加入者の利益を図り、併せて、事業経営の効率化を図るため、保険金受取人に、保険金の支払に代えて、保険金及び分配金の繰上支払金のほかに特別附加金を含めた特別一時金を支給して、当該保険契約を消滅させるための措置を講ずべく必要な法律案を今国会に提出したいと考えている。

なお、昭和二十四年六月以降の契約については、同年同月以降保険金最高制限額が引き上げ

られたほか、事務の機械化による効率的な事務処理を進めてきているので、昭和二十四年五月以前の契約に対するような特別の措置を講ずることは考えていない。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る七日、内閣から、衆議院議員土井たか子君提出東京国際空港におけるジョージ・オーグ牧師の人権に関する質問に対し、調査をする必要があるとともに、各項目について慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十年二月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十年二月七日

提出者

大蔵委員長 上村千一郎

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

〔所得税の特例〕

第一条 個人が、政府から昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金又は稲作転換協力特別交付金(以下「稲作転換奨励補助金等」という。)の交付を受けた場合には、当該個人の昭和四十九年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

〔法人税の特例〕

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算

入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の稲作転換奨励補助金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和四十九年度に政府から交付される稲作転換奨励補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約三億円である。

衆議院會議録第三号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

三 四 末 冷戦意識

冷戦意識

三 三 云 物格

物価

四 二 三 五 アラブ

アラブ

四 一 一 七 覚悟で

覚悟が

四 七 三 年で

年で

衆議院會議録第四号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

五 二 五 前回

前会

三 一 末 事件は。

事件は、

三 三 七 建設に

建設費に

三 三 二 実話で、

話で、

七 一 七 分散

丸尾
分解

昭和五十年二月十三日 衆議院會議録第五号

一〇六

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)